

2023 年 8 月 9 日

改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会御中

公益社団法人全国精神保健福祉会連合会

## 改正旅館業法の円滑な施行に向けた団体意見

**宿泊拒否事由について**

改正旅館業法の施行に向けて、その実施に伴う障害者差別解消法との整合性に関する問題は、精神障害者の権利を保障する上で重要な課題です。精神障害者は、旅館業法の規定により、宿泊施設の利用を拒否される可能性があります。この場合、障害者差別解消法の規定に基づき、合理的な配慮を求めることができるのでしょうか。また、宿泊施設側は、精神障害者の安全や他の利用者の利益を考慮して、拒否することができるのでしょうか。これらの問題について、精神障害者の立場からの懸念点を整理してみます。

障害者差別解消法の趣旨から、利用又は提供を受けようとする障害者からその利用又は提供を受けることを拒否されないようにするために必要な合理的な配慮をすることの趣旨が示されています。これには宿泊施設の利用も含まれると考えられます。

しかし、旅館業法第 5 条に関して、営業者がその実施にあたって負担が過重である場合には、他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害する恐れのある要求として厚生労働省令で定めるものとされています。

次の事例のようなことが発生しないための手立てをとる必要があります。

**【事例】**

精神障害者が宿泊拒否にあった事例を紹介します。東京都内のホテルで、精神障害者手帳を提示した女性が、ホテル側に事前に連絡していたにもかかわらず、チェックイン時に「安全上の理由」で宿泊を断られました。女性は、障害者差別解消法に基づき、ホテル側に対して合理的な配慮を求める訴えを提起しましたが「ホテル側は客室内で発生する可能性のある事故やトラブルを防止するために必要な措置を講じた」と受け入れられなかったとのことです。

この事例からわかるように、精神障害者は、公衆衛生上又は公共の安全上支障となるおそれがあるとして、宿泊施設の利用を拒否されることがあります。しかし、精神障害者がどのような状況で「公衆衛生上又は公共の安全上支障となるおそれがある」と判断されるのか、明確な基準やガイドラインや条項があるわけではなく、恣意的な取り扱いが存在しています。似たような事象は精神障害者だけでなく、身体障害者や知的障害者など他の障害者も対象となります。

しかし、これらのことは、表面化しにくく別の理由づけで断れることがほとんどです。まだまだ精神障害者に対する偏見は根強く、多くの場合無知からくる不安が潜在化されています。

これにより、不穏な客として判断され、満室という理由で拒否されることが起こりうるのです。

以上のように、改正旅館業法の施行に向けて、その実施に伴う障害者差別解消法との整合性に関する問題は、精神障害者の立場から見て多くの懸念点があります。精神障害者は、旅館業法や障害者差別解消法の規定によって、宿泊施設の利用を拒否されたり、合理的な配慮を求める権利を制限されたりする可能性があります。これらの問題を解決するためには、旅館業法や障害者差別解消法の規定を見直し、精神障害者の権利やニーズを尊重したガイドラインや基準を策定する必要があります。

### **差別防止の更なる徹底について**

改正旅館業法の施行にあたっては、障害者差別解消法との整合性を確保する必要があります。具体的には、以下のような対策が考えられます。

- \* 旅館業法の規定を見直し、精神障害者を含むすべての障害者に対する宿泊拒否の禁止や制限を明記する。
- \* 旅館業者に対して、精神障害者の理解や配慮を促す教育や指導を行う。この教育や指導では、以下のような課題を盛り込むべきです。
- \* 精神障害者の多様性や特性について知識を深める。
- \* 精神障害者とコミュニケーションをとる際の注意点や方法について学ぶ。
- \* 精神障害者が発作やパニックなどの状況に陥った場合の対応策や支援方法について理解する。
- \* 精神障害者への偏見や差別意識を自覚し、改善する。
- \* 精神障害者が宿泊拒否にあった場合の救済や相談体制を整備する。

以上のように、改正旅館業法の施行に向けて、その実施に伴う障害者差別解消法との整合性に関する問題は、精神障害者の立場からも重要な課題です。精神障害者も他の人と同じように旅行や観光を楽しむ権利があります。改正旅館業法と障害者差別解消法の間にある法的なずれや実務上の課題を解決することで、精神障害者の社会参加や生活の質の向上につながると考えます。